

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公開番号】特開2002-32302(P2002-32302A)

【公開日】平成14年1月31日(2002.1.31)

【出願番号】特願2000-218920(P2000-218920)

【国際特許分類】

**G 06 F 13/00 (2006.01)**

**G 06 F 12/00 (2006.01)**

【F I】

G 06 F 13/00 5 6 0 A

G 06 F 12/00 5 4 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月28日(2007.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リムーバブル・メディアを媒介として提供される情報を配信する情報処理システムであつて、

リムーバブル・メディアを受容して記録された情報にアクセスするメディア・アクセス手段と、

前記メディア・アクセス手段にリムーバブル・メディアが装填されたことを検知する装填検知手段と、

該情報処理システムを外部ネットワークに接続する通信手段と、

該情報処理システム全体の動作を統括的に制御する中央制御手段とを備え、

前記中央制御手段は、前記メディア・アクセス手段へのリムーバブル・メディアの装填を検知したことに応答して、該リムーバブル・メディアにアクセスして、読み取った情報をネットワーク上の所定のホスト・システムに送信することを特徴とする情報処理システム。

【請求項2】

前記ホスト・システムは、HTTP(Hyper Text Transfer Protocol)に従って情報資源を配信するHTTPサーバであることを特徴とする請求項1に記載の情報処理システム。

【請求項3】

リムーバブル・メディアから読み取った情報の送信先となるホスト・システムは、該読み取った情報の中に記述されていることを特徴とする請求項1に記載の情報処理システム。

【請求項4】

リムーバブル・メディアから読み取った情報の送信先となるホスト・システムは、該情報処理システム内であらかじめ取り決められていることを特徴とする請求項1に記載の情報処理システム。

【請求項5】

リムーバブル・メディアは、デジタル・カメラにおいて撮影された画像データであることを特徴とする請求項1に記載の情報処理システム。

**【請求項 6】**

リムーバブル・メディアは、F D (Floppy Disc)、C D (Compact Disc)、D V D (Digital Versatile Disc)、メモリ・スティックなどであることを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理システム。

**【請求項 7】**

リムーバブル・メディアを媒介として提供される情報を配信する情報処理方法であって

、リムーバブル・メディアが挿入されたことを検知するステップと、

リムーバブル・メディアの挿入を検知したことに応答して、該リムーバブル・メディアの記録面にアクセスして情報を自動的に読み取るステップと、

該リムーバブル・メディアから読み取った情報をネットワーク経由で所定のホスト・システムに送信するステップと、

を具備することを特徴とする情報処理方法。

**【請求項 8】**

前記ホスト・システムは、H T T P (Hyper Text Transfer Protocol) に従って情報資源を配信するH T T P サーバであることを特徴とする請求項 7 に記載の情報処理方法。

**【請求項 9】**

リムーバブル・メディアから読み取った情報の送信先となるホスト・システムは、該読み取った情報の中に記述されていることを特徴とする請求項 7 に記載の情報処理方法。

**【請求項 10】**

リムーバブル・メディアから読み取った情報の送信先となるホスト・システムは、該情報処理システム内であらかじめ取り決められていることを特徴とする請求項 7 に記載の情報処理方法。

**【請求項 11】**

リムーバブル・メディアは、デジタル・カメラにおいて撮影された画像データであることを特徴とする請求項 7 に記載の情報処理方法。

**【請求項 12】**

リムーバブル・メディアは、F D (Floppy Disc)、C D (Compact Disc)、D V D (Digital Versatile Disc)、メモリ・スティックなどであることを特徴とする請求項 7 に記載の情報処理方法。

**【請求項 13】**

リムーバブル・メディアを媒介として提供される情報を配信する情報処理をコンピュータ上で実行するように記述されたコンピュータ・ソフトウェアをコンピュータ可読形式で物理的に格納した記憶媒体であって、前記コンピュータ・ソフトウェアは、前記コンピュータに対し、

リムーバブル・メディアが挿入されたことを検知する手順と、

リムーバブル・メディアの挿入を検知したことに応答して、該リムーバブル・メディアの記録面にアクセスして情報を自動的に読み取る手順と、

該リムーバブル・メディアから読み取った情報をネットワーク経由で所定のホスト・システムに送信する手順と、

を実行させることを特徴とする記憶媒体。

**【請求項 14】**

ネットワークを介して提供される情報を配信する情報処理システムであって、記憶媒体を内蔵したデジタル機器が接続されたことを検知する接続検知手段と、前記記憶媒体に記録された情報にアクセスするアクセス手段と、

該情報処理システムを外部ネットワークに接続する通信手段と、

該情報処理システム全体の動作を統括的に制御する中央制御手段を備え、

前記中央制御手段は、前記記憶媒体を内蔵したデジタル機器の接続を検知したことに応答して、前記記憶媒体にアクセスして、読み取った情報をネットワーク上の所定のホスト・システムに送信する、

ことを特徴とする情報処理システム。

【請求項 15】

前記デジタル機器はデジタル・カメラである、  
ことを特徴とする請求項 14 に記載の情報処理システム。

【請求項 16】

前記デジタル機器に内蔵される記憶媒体はリムーバブル・メディアである、  
ことを特徴とする請求項 14 に記載の情報処理システム。

【請求項 17】

ネットワークを介して提供される情報を配信する情報処理方法であって、  
記憶媒体を内蔵したデジタル機器が接続されたことを検知する接続検知ステップと、  
前記記憶媒体を内蔵したデジタル機器の接続を検知したことに応答して、前記記憶媒体  
にアクセスして情報を読み取るステップと、  
該読み取った情報をネットワーク上の所定のホスト・システムに送信するステップと、  
を具備することを特徴とする情報処理方法。

【請求項 18】

ネットワークを介して提供される情報を配信するための情報処理をコンピュータ上で実行するように記述されたコンピュータ・ソフトウェアをコンピュータ可読形式で物理的に格納した記憶媒体であって、前記コンピュータ・ソフトウェアは前記コンピュータに対し、  
記憶媒体を内蔵したデジタル機器が接続されたことを検知する接続検知手順と、  
前記記憶媒体を内蔵したデジタル機器の接続を検知したことに応答して、前記記憶媒体  
にアクセスして情報を読み取る手順と、  
該読み取った情報をネットワーク上の所定のホスト・システムに送信する手順と、  
を実行させることを特徴とする記憶媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

あるいは、メモリ・スティックのようなメディアを媒介とすることなく、デジタル・カメラなどの情報供給源となる外部機器を I E E E 1 3 9 4 ポートや U S B ポート経由でパソコン・コンピュータに接続した場合であっても、同様に、ポートへのコネクタ接続を検出したことに応答して、デジタル・カメラすなわち外部機器側から画像データを自動的に読み取るようにしてもよい。